

# 共通仕様書

この共通仕様書は、清涼飲料水の自動販売機設置に関する事項について、必要な事項を定める。

## 1 自動販売機の機種、設置及び撤去の条件

- (1) 自動販売機の設置、交換及び撤去に要する工事費、維持管理費、移転費等の一切の費用は、事業者の負担とする。
- (2) 自動販売機本体の大きさは、個別物件調書に定める設置スペース内に設置できるものとする。
- (3) 自動販売機の機種は、省エネ法（「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（昭和五十四年六月二十二法律第四十九号））に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機の性能の向上に関する製造業者等の判断の基準等」により、省エネ対策を施したエネルギー消費効率のよい自動販売機であること。
- (4) 自動販売機を据付ける場合は、J I S規格の「自動販売機据付基準」により、転倒防止措置を講ずること。
- (5) 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を施すこと。その際、できる限り建物の躯体に負担がかからない方法で設置すること。また、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- (6) 災害時において、さいたま市災害対策本部もしくは設置場所の施設等管理者の指示があった場合には、機内の飲料を無償提供することができる体制を整えること。その場合、遠隔操作等ができない機種であれば、手動等で提供できるような手法を施設等管理者と協議したうえで設置すること。
- (7) 自動販売機の種類に応じて、発生する光熱水費を計測するメーター（子メーター）を設置すること。ただし、独自に電源等を確保する場合においてはこの限りではない。
- (8) 災害発生時には電気が供給されない状況であっても使用（対応）できる自動販売機（非常用電源を装備する等）とすること。ただし、施設等管理者が認める場合においては、この限りではない。
- (9) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済容器回収ボックスを必要数設置すること。
- (10) 自動販売機を撤去したときは、原状復旧を行うこと。

## 2 販売品目の条件

- (1) 販売品目は清涼飲料水（酒税法（昭和28年法律第6号）第2条による酒類又はその類似品を除く。）とすること。ただし、施設等管理者の了解を得た場合は、清涼飲料水以外の物を販売することが出来る。
- (2) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。
- (3) 販売品目については、個別物件調書に指定がある場合は、その指定に従うこと。
- (4) 商品の具体的な構成については、個別物件調書によるほか、市との協議により定めること。

## 3 維持管理

- (1) 事業者は、当該自動販売機及び付帯の電気設備等にかかる全ての維持管理をその責任において行うこと。

- (2) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理は適切に行い、商品の品質管理に十分注意すること。
- (3) 光熱水費等は、事業者が負担すること。(光熱水費等とは、電気料、ガス使用料、水道料、下水道料、電話料及び公益社団法人全国市有物件災害共済会建物総合損害共済の共済基金分担金の額をいう。)
- (4) 回収ボックスの使用済み容器を適切に回収・リサイクルし、周辺の清掃も行うこと。
- (5) 自動販売機の維持管理運営にあたり、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。
- (6) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、迅速に対応すること。
- (7) 自動販売機の機種交換を行う場合は、予め市の承諾を受けなければならない。